

# 国立きぬ川学院 基本理念・基本方針

## 1. 基本理念

- (1) いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現にむけて自己を高めていける人間になるよう共に育むこと。
- (2) 創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと。
- (3) 自然、社会、人間などあらゆるものと調和のとれた共生ができる人間になるよう共に育むこと。

## 2. 基本方針

### (1) 子どもの権利と人格の尊重

- ① 権利行使の主体としての子どもの人格及び個々の権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障しなければならない。
- ② 子どもの基本的な欲求を、その心身の状態に応じて、適切に充足できるよう努めなければならない。
- ③ 子どもの秘密の保護などプライバシーを侵害されないよう、その保護に努めなければならない。
- ④ 子どもを体罰、暴力、虐待、犯罪などの不道德な行為や偏見、差別から保護しなければならない。
- ⑤ 子どもの個性、能力に応じた教育を受ける権利を保障し、能力や可能性を真摯に追求させるよう努めなければならない。
- ⑥ 子どもの進路選択の自由やそのために必要な体験、実習の機会を保障し、適切な選択が可能となるよう努めなければならない。
- ⑦ 子どもに支援のあり方や生活全般について意見や要望を表明する権利を保障し、その聴取に努めなければならない。
- ⑧ 子どもが健全で文化的な潤いとリズムのある生活が営めるよう支援に努めなければならない。

### (2) 子どもの保護、教育及び治療

- ① 自他の福祉を害するような問題行動を改善し、健全な心身の発達と健康の増進に努めなければならない。

- ② 子どもの心身の状況に応じた支援計画を策定し、適切で普遍妥当性のある保護、教育及び治療に努めなければならない。
- ③ 支援計画は、子ども自身、保護者、関係機関との合意のもとに策定されなければならない。
- ④ 支援計画は、定期的又は必要に応じて開示し検討され、見直しを図られなければならない。
- ⑤ 個々の子どもに応じた科学的、臨床的な鑑別、診断及び支援がなされるよう努めなければならない。

### (3)子どもの自己保存、自己実現の支援

- ① 子どもが絶えず自己のあり方や問題性について深く検討できるよう支援に努めなければならない。
- ② 子どもが自己を受容できるよう支援に努めなければならない。
- ③ 子どもが常に向上・発展的に自己変革し続けられる人間になれるよう支援に努めなければならない。
- ④ 子どもが素直さ、協調性、自律性、自主性に富んだ心を養えるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どものつまずきや失敗を機会として、その体験を生かせるよう支援に努めなければならない。

### (4)問題解決及び社会生活への支援

- ① 子どもがいかなる事態や問題に直面しても、希望を失わず、真実を徹底的に追及し解決しようとする強靱な意志と不屈の粘り強さ及び柔軟性を育てるよう支援に努めなければならない。
- ② 問題に対して広い視野で総合的に検討し、最善の対処ができるよう、冷静・沈着かつ機敏な思考力と決断力を養うよう支援に努めなければならない。
- ③ 問題の解決にあたっては、謙虚に他から学び、他と協力して行える態度と創造的、合理的、民主的、発展的に解決でき、かつ、健全な社会生活を営むことのできる力量や人間性が形成できるよう支援に努めなければならない。
- ④ 子どもに多種多様な経験や感動体験を積み重ねさせることによって、生活者としてのセンス、幅、視野を広げ、総合的な生活力を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どもが社会規範、文化、慣習などを尊重し、合法的な方法を用い、社会生活に対して建設的、発展的に取り組む態度を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ⑥ 子どもが勤労を愛好できるよう支援に努めなければならない。

- ⑦ 子どもが社会生活における権利と義務、自由と責任との関係を理解し、強固な責任感を養うよう支援に努めなければならない。

(5) 自然、社会、人間との動的バランス

- ① 子どもが自然、社会、人間などとの関係において、相互の発展や向上を指向し動的バランスをとることができる力量を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ② 子どもが人類や自然界におけるあらゆるものの価値と尊厳を理解するとともに、それらに興味、関心を持ち、愛せるよう支援に努めなければならない。
- ③ 子どもがその取り巻く環境内の自然、社会の事象、人間との相互関係などによって、身体的、精神的(美的、情緒的、知的)、社会的、道徳的な面で発達するよう支援に努めなければならない。
- ④ 子どもが愛情豊かで開かれた深い人間関係を結び、人間に対する信頼感など人間関係形成の基本を獲得できるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どもの受け入れ先である家庭、学校、地域との関係において支援されるよう調整に努めなければならない。